

## 令和8年度 緊急通報システム利用のご案内

「緊急通報システム」は、ご高齢の方及び障害のある方等が、

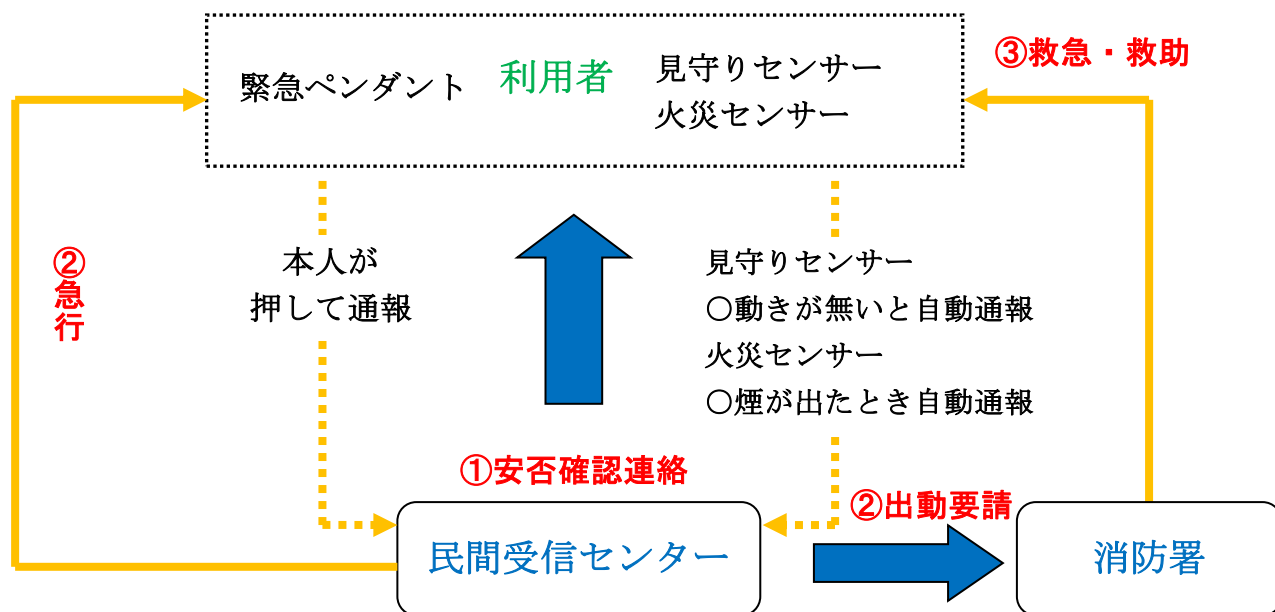
- (1) 急病などの緊急時に緊急ペンダントのボタンを押した場合
- (2) 居室等に設置する見守りセンサーが一定時間感知しない場合
- (3) 自宅内に設置する火災センサーが煙を感知した場合

上記の場合、民間受信センターへ通報され、消防署等とともに救助活動を行います。

※中野区が提供する緊急通報システムに、防犯機能は付帯していません。

※機器設置に際して固定電話回線は必須ではありません。ただし、通報時に安否確認連絡を受けるための連絡先をお届けいただく必要があります。

※設置する機器の無線回線状況により、緊急通報システムが設置出来ない場合があります。詳細については、区委託事業者が訪問する際に確認します。



- ① 利用者が首から下げた緊急ペンダントのボタンを押すと、無線回線を通じて民間受信センターへ通報します。
- ② 居室等に見守りセンサー（人感センサー）を設置し、一定時間（14時間以上）動きがない場合に民間受信センターへ自動的に通報されます。
- ③ 火災センサーが煙を感知すると民間受信センターへ自動的に通報されます。
- ④ 通報を受けた民間受信センターは、利用者に安否確認の電話連絡をします。
- ⑤ 利用者が安否確認電話に出られないときは、救急車の出動を要請するとともに民間事業者が利用者宅へ急行します。

※状況により、登録していただいた「緊急連絡先」へ連絡する場合があります。

## 1. 対象となる方

(1) 65歳以上で、以下の要件に該当する方

- ① ひとり暮らしの方又は65歳以上の方のみで暮らしている方
- ② 65歳未満の家族等と同居しているが、日中は65歳以上の方のみ（日中独居）になる方

(2) 18歳以上で、重度の身体障害(1・2級)があり、以下の要件に該当する方

- ① ひとり暮らしの方又は重度身体障害者のみの世帯に属する方
- ② 重度身体障害者でない家族等と同居しているが、日中は重度身体障害者のみ（日中独居）になる方

(3) その他区長が特に必要と認める方

## 2. 利用者自己負担額

種別	要件	非課税世帯	課税世帯
慢性疾患あり	65歳以上の単身世帯	月額300円	月額600円
	65歳以上のみの世帯		
	65歳以上の日中独居	月額650円	月額1300円
65歳以上の単身世帯			
65歳以上のみの世帯			
慢性疾患なし	65歳以上の単身世帯	月額650円	月額1300円
	65歳以上のみの世帯		
	65歳以上の日中独居		
重度身体障害者	18歳以上（単身世帯、のみ世帯、日中独居）	月額300円	月額600円

※利用者自己負担額については、銀行等の口座から引き落としになります。  
手続きについては、区委託事業者がご説明します。

《身体の慢性疾患等の代表例》 ※詳しくは、申請時にご確認下さい。

- 心筋梗塞や狭心症等の循環器系の疾患を持ち、発作の危険性が高い。
- 慢性気管支炎、気管支ぜんそく、肺気腫等の呼吸器系の疾患を持ち、発作の危険性が高い。
- 薬によるコントロールが困難な高血圧症を持ち、脳出血の危険性が高い。
- 上記以外の慢性疾患でも、過去にその疾患が原因で倒れ入院したことがある。

## 3. ご利用の申請受付場所

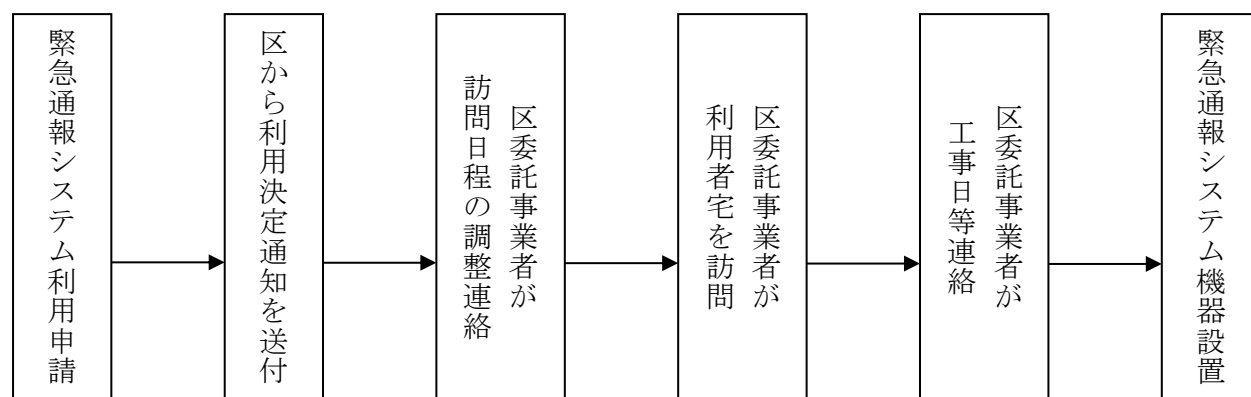
(1) ご高齢の方

担当地域の地域包括支援センター

(2) 障害のある方

区役所3階5番窓口の障害福祉課（障害者等の保健福祉相談）

## 4. 設置までの流れ



概ね2週間程度

契約業者：セコム株式会社 03-5389-1431  
住所：東京都中野区中央3丁目13-10

## 5. 設置機器

### (1) 緊急ペンダント

首から下げて使用します。急病等の場合には、ご自身でペンダントのボタンを押して、民間受信センターへ通報します。

### (2) 見守りセンサー（人感センサー）

居室等、1日に1回以上利用する場所へ設置します。センサーが14時間以上、人の動きを感知しない場合に民間受信センターへ自動的に通報されます。

### (3) 火災センサー

原則として天井に設置します。センサーが煙を感知した場合に民間受信センターへ自動的に通報されます。

### (4) 本体機器

無線回線を通じて、民間受信センターへ通信を行うものです。14時間以上外出される場合は、外出ボタンを押して下さい。



**※お預かりした箇所の錠前を変更する場合は、事前に必ずご連絡ください。**

## 緊急通報システムの利用に際して（注意事項）

### ＝申請時＝

- ※ 本サービスに防犯機能は付帯されません。
- ※ 介護目的では利用できません。
- ※ 申請は「緊急通報システム利用申請書」、「承諾書」の各項目を記入のうえ、提出する必要があります。
- ※ 申請に際して、連絡先を登録する必要があります。（連絡先は緊急通報があった際の報告先で、区の職員（ケースワーカーなど）を指定することは出来ません）
- ※ 緊急時のために、自宅の鍵を業者に預ける必要があります。
- ※ 緊急時に業者が家に入れるように、ドアのチェーンは掛けないでください。
- ※ 自宅が持家でない場合、機器設置に関して家主の承諾が必要になります。
- ※ オートロック物件にお住まいの方は、設置の際、緊急時の入室方法を委託事業者に具体的にご説明ください。
- ※ その他、業者が設置場所を確認した結果、何らかの理由により機器が設置できない場合があります。

### ＝利用時＝

- ※ 業者が設置する受信センターで緊急信号を受信した場合、業者が急行する際は救急車の出動も要請します。（救急車の派遣を拒否することは出来ません）
- ※ 業者が急行した際、預かった鍵でドアが開かなかった場合や、業者よりも先に救急車が到着した場合には、室内に入るため窓等を壊すことがあります。また、オートロック物件において事前に業者に伝えていた方法でロックが解除できなかった場合にはドアを壊すがありますが、これらの際の修理費用は自己負担となります。
- ※ 入院その他長期間機器を使用しない場合も、自己負担額は支払う必要があります。
- ※ 貸与された機器を破損・紛失した場合は費用が発生します。
- ※ 利用開始後、自己負担額の決定のため区の担当部署で毎年課税状況等を確認します。その結果自己負担額が変更になる場合があります。
- ※ 在宅の高齢者・障害者向けサービスですので、施設への入所や長期入院等の場合は、機器の撤去を行います。必ずご連絡ください。

#### 《緊急通報システムに関する問い合わせ先》

中野区 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係  
電話：03-3228-5632